

第 1 2 期中央教育審議会大学分科会委員

委員：令和 5 年 3 月 1 0 日発令

臨時委員：令和 5 年 5 月 1 7 日発令

(委 員) 9 名

熊 平 美 香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
後 藤 景 子	一般社団法人全国高等専門学校連合会会長
永 田 恭 介	筑波大学長
橋 本 雅 博	住友生命保険相互会社取締役会長
日比谷 潤 子	学校法人聖心女子学院常務理事
古 沢 由紀子	読売新聞東京本社編集委員
湊 長 博	京都大学総長
村 田 治	関西学院大学経済学部教授
吉 岡 知 哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

(臨時委員) 2 0 名

相 原 道 子	横浜市立大学学長
麻 生 隆 史	学校法人第二麻生学園理事長・山口短期大学学長
多 忠 貴	学校法人電子学園理事長
大 野 英 男	東北大学総長
大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長 日本労働組合総連合会副会長
小 林 弘 祐	学校法人北里研究所理事長
志 賀 啓 一	学校法人志學館学園理事長
須 賀 晃 一	早稲田大学副総長
高 宮 いづみ	近畿大学副学長・文芸学部教授
曄 道 佳 明	上智大学長
濱 中 淳 子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
平 子 裕 志	ANA ホールディングス株式会社取締役副会長
福 原 紀 彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
益 戸 正 樹	UiPath 株式会社特別顧問
松 下 佳 代	京都大学大学院教育学研究科教授
森 朋 子	桐蔭横浜大学学長
両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉 見 俊 哉	國學院大學観光まちづくり学部教授
和 田 隆 志	金沢大学長

計 2 9 名

※金子委員の発令日は令和 5 年 4 月 1 8 日

第12期中央教育審議会委員

令和5年3月10日発令

(50音順)

会 長	荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
副会長	永田 恭介	筑波大学長
副会長	橋本 雅博	住友生命保険相互会社取締役会長
	秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
	安孫子 尋美	株式会社ニトリホールディングス取締役、人材教育部ゼネラルマネージャー
	石崎 規生	東京都立桜修館中等教育学校統括校長、全国高等学校長協会会長
	今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	内田 由紀子	京都大学人と社会の未来研究院教授
	大字 弘一郎	世田谷区立下北沢小学校統括校長、全国連合小学校長会会長
	金田 淳	公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長
	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学客員教授、前東京都三鷹市長
	熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	後藤 景子	奈良工業高等専門学校校長、一般社団法人全国高等専門学校連合会会長
	貞廣 齋子	千葉大学教育学部教授
	清水 信一	学校法人武蔵野東学園常務理事
	戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
	奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
	萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
	浜 佳葉子	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
	日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
	平井 邦明	台東区立忍岡中学校校長、全日本中学校長会会長
	古沢 由紀子	読売新聞東京本社編集委員
	堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授
	湊 長博	京都大学総長
	村岡 嗣政	山口県知事
	村田 治	関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長
	渡辺 弘司	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事

中央教育審議会関係法令

○国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○文部科学省組織令（平成12年6月7日政令第251号）（抄）

（設置）

第七十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置・学校法人審議会

国立研究開発法人審議会

（中央教育審議会）

第七十六条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
 - 三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）、学校教育法及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
 - 六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項、産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
教育制度分科会	一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項を調査審議すること。 二 地方教育行政に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。
生涯学習分科会	一 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。 二 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 三 視聴覚教育に関する重要事項を調査審議すること。 四 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和

	二十四年法律第二百七号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
初等中等教育分科会	<p>一 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 初等中等教育の基準に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>六 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
大学分科会	<p>一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第五条第一項の表生涯学習分科会の項下欄の第一号に掲げる重要事項及び第五号に掲げる事項(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項に限る。)について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において、初等中等教育分科会に係るものについては文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課において、大学分科会に係るものについては文部科学省高等教育局高等教育企画課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (令和五年一月二五日政令第一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律(令和四年法律第九十四号)の施行の日(令和五年二月二十日)から施行する

中央教育審議会運営規則

〔令和五年三月十五日
中央教育審議会決定〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 中央教育審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
初等中等教育分科会	一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項
大学分科会	一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項 二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項

	せられた事項
--	--------

- 3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会の会議の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(審議参加の制限)

第六条 第三条第二項の表の下欄に掲げる事項に関する事案について審議を行う場合、当該事案に利害関係を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該審議には加わることができない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、審議会の決定の日（令和五年三月十五日）から施行する。

中央教育審議会の会議の公開に関する規則

〔 令和五年三月十五日
中央教育審議会決定 〕

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）（以下「令」という。）第十一条の規定に基づき、中央教育審議会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第一条 中央教育審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第二条 中央教育審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局政策課（この条において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、中央教育審議会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
 - 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数
- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第三条 会長は、中央教育審議会の会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第四条 会長は、中央教育審議会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、中央教育審議会の決定の日（令和五年三月十五日）から施行する。

中央教育審議会の会議の運営について

〔 令和五年三月十五日
中央教育審議会申し合わせ 〕

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和五年三月十五日中央教育審議会決定）第3条第2項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第3 文部科学大臣は、第1の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（令和五年三月十五日）から適用する。